

旭川医科大学博士論文審査に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように定める。

(令和6年2月8日大学院委員会決定)

旭川医科大学博士論文審査に関する申合せの一部を改正する申合せ

旭川医科大学博士論文審査に関する申合せ（平成16年4月1日大学院委員会決定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>7 大学における医員又は医員（研修医）としての期間は、旭川医科大学学位論文審査実施細則<u>第3条第3項第1号</u>に準じて取扱う。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 記</u> <u>この規程は、令和6年4月1日から実施する。</u></p> <p>【改正理由】 旭川医科大学博士論文審査実施細則の改正に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>7 大学における医員又は医員（研修医）としての期間は、旭川医科大学学位論文審査実施細則<u>第3第2項第1号</u>に準じて取扱う。</p> <p>(略)</p>